

発 障 号 外
令和3年4月23日
(2021年)

各 指定障害福祉サービス等事業者 様

金沢市長 山野 之義
(公印省略)

指定障害福祉サービス事業等に係る法令順守の徹底について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、市内の障害児通所支援事業者（児童発達支援・放課後等デイサービス）に対し、下記の事由により、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の24第1項本文の規定に基づく指定の効力の一部停止の行政処分を行いました。

公費を財源として運営される障害福祉制度において、このような事案は、利用者の信頼を失うのみならず、制度に対する市民の信頼を大きく失墜させる行為であります。

つきましては、貴事業所において、障害者総合支援法等関係法規の規定に基づき、適正な事業を実施されるよう、徹底方お願いいたします。

記

[処分の原因となった違反事実]

①法第21条の5の24第1項第5号違反（障害児通所給付費の不正請求）

令和2年5月から10月の間、当該事業所で出勤実態がない保育士を配置していたとし、延べ992日分の児童指導員等加配加算2,110,545円（金沢市利用者分）を不正に請求し受領した。

②法第21条の5の24第1項第10号違反（不正又は著しく不当な行為）

保育士1名について、不正に児童指導員等加配加算を取得するため、当該事業所で出勤実態がないにも関わらず、配置していたとする虚偽の勤務表を作成し、市に体制届を提出した。

③法第21条の5の24第1項第6号違反（帳簿書類の虚偽作成）

保育士1名について、不正に児童指導員等加配加算を取得し続けるため、当該事業所で出勤実態がないにも関わらず、配置していたとする虚偽の出勤簿および勤務表を作成し、実地指導の際、市に提出した。

また、児童指導員1名について、当該事業所での出勤実態がないにも関わらず、配置していたとする虚偽の出勤簿および勤務表を作成し、実地指導の際、市に提出した。

(事務担当)

金沢市福祉健康局障害福祉課
事業者管理係

TEL 076-220-2018

FAX 076-232-0294